

平成 21 年 3 月 24 日

## 建築基準法施行令の一部を改正する政令

(平成 20 年 9 月 19 日付政令第 290 号) の運用について

大阪府内建築行政連絡協議会

標記について、建築基準法第 3 条第 2 項及び第 3 項の解釈にあたり、次の要件を満たしている場合にあっては新政令の規定の適用を受けないものとして取り扱うこととする。

- (1) 新政令施行日に、現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物に設ける昇降機の計画であること。
- (2) (1) の昇降機の設置について建築基準法第 87 条の 2 による別願申請を行う場合にあっては、新政令施行日前に確認済証が交付されていること\*。

---

\* 確認済証の交付が新政令施行日以降となる見込みのものであって、新政令の規定によることが著しく困難と認められるものについては、別に運用を定める。